

| | |
|-------------------------------------|--|
| 意見提出者 | 個人 |
| 1. 項目 | ウイルス作成罪 |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | 法改正案では「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」電磁的記録という要件になっております。しかしこれは客観性のない人間の意図に基づいた曖昧なもので、刑罰の根拠とすべきものではありません。コンピュータプログラムを作成するに当たって最初から全て意図に沿う動作をすることはまずなく、必ずバグが発生しそれを修正することになります。上記の規定ではそのような避け得ないバグまでもがウイルスに含まれてしまい、これでは到底プログラムを作成することなど不可能です。 |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | 不正指令電磁的記録作成罪（仮称） |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | なるべく多くのプログラムの専門家から意見と知識を集め、プログラムとウイルスに関する理解が十分に深まってから法案を作成する。 |